

令和2年4月28日

保護者の皆様

京都市立北総合支援学校
校長 伊丹 由紀

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業期間の延長について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、またこの間、新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止についても、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、現在、政府による緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、京都府は「特定警戒都道府県」に指定されている状況にあります。これらの措置は、現時点においては5月6日までが期限となっており、4月28日時点では、国において指定の延長、または解除等が示されておりませんが、本市の感染状況が引き続き警戒を緩めることができない状態にあることや、5月7日以降の対応について、児童生徒や保護者等の皆様への周知期間を確保し、各ご家庭及び学校・園における準備を円滑に進めていく必要があるため、教育委員会において、当面、5月17日（日）まで臨時休業期間を延長し、更に、その後の対応については、政府による緊急事態宣言及び京都府による緊急事態措置の継続状況を踏まえ、改めて決定することが示されました。

そこで本校においても、下記のとおり臨時休業を延長しますので、ご連絡申し上げます。

記

1 臨時休業期間について

臨時休業を、当面、5月17日（日）まで延長し、以降の取扱いについては、今後、政府による緊急事態宣言及び京都府による緊急事態措置の継続状況を踏まえ、改めてお知らせします。

2 臨時休業期間中の対応等

（1）特例受入

ア 期間 5月7日（木）から5月15日（金）まで（土曜及び日曜を除く）

イ 実施方法等

- ・ スクールバスは時間どおりに運行します（各バス停の発車時刻にバス停にご不在の場合はバス発車します）。
- ・ 給食の実施はありません。下校時は11時40分バス発とします。

ウ 申込方法

- ・ 原則として、5月1日（金）17時までに学校の管理職にお申し出ください（やむをえず、期限を過ぎる場合は個別にご相談ください）。

エ 留意事項

- ・ この度の特例受入の趣旨は、どうしても居場所の確保が難しい場合の非常的な対応であることについて、改めてご理解いただきますようお願いします。
- ・ お子様が自宅に一人で居ることが難しい場合等は、放課後等デイサービスをはじめとする福祉サービスの利用による安全な居場所の確保について、こうしたサービスのご利用も併せてお願いいたします。
- ・ 万一、児童生徒や保護者、教職員に感染者や濃厚接触者が確認される等、状況に変化があった場合は、緊急に全ての児童生徒の特例受入を中止する場合もあります。

(2) その他の留意事項

- ア 休業期間中はお子様の感染予防、感染拡大の防止のためにも、引き続き、原則、自宅待機をしていただき、とりわけ、①換気の悪い密閉空間、②多くの人の密集、③近距離・密接（互いに手を伸ばした届く距離）での会話や発声、の3つの条件が同時に重なる場への外出は避けていただく等、改めて、各ご家庭での感染拡大防止に向けたお取組について、保護者の皆様のご協力をお願い申し上げます。
- イ ご家庭におかれても、手洗いの励行や体温測定等、日々のお子様の体調管理にご留意いただき、風邪のような症状がある場合や、その他、体調不良の場合は、学校や福祉施設の利用をお控えください。
- ウ 4月7日付のお知らせ「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業期間中の健康管理について」に添付しております「健康観察票」をもとに、ご家庭において、子どもたちと一緒に健康観察に取り組んでください。また、改めて、子どもたちはもとより、ご家族の体調や健康管理、保健衛生意識の向上について意識を高め、実践していただくよう、お願いします。
- エ 以下の場合は、すみやかに学校（電話 431-6636）へ連絡してください。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- 御家族などが感染され、お子様や同居されている御家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた